

## 今治市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要領

### 1 事業の目的

本事業は、今治市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、今治市内における外国人による創業活動を促進するものです。

### 2 本事業の対象者

今治市内で新たに事業を始める外国人の方

※ 現在既に他の在留資格で日本に在留されている外国人の方は、原則として利用できません。

### 3 本事業の流れ

#### (1) 創業活動確認の申請

##### ア 提出書類

今治市において、創業活動の確認を行います。

確認に当たっては、今治市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）に従って、以下の書類を提出していただきます。

##### <申請時の提出書類>

- ① 創業活動確認申請書（要綱別記様式第1号）
  - ② 創業活動計画書（要綱別記様式第1号の2）
  - ③ 創業活動の工程表（要綱別記様式第1号の3）
  - ④ 申請人の履歴書（要綱別記様式第1号の4）
  - ⑤ 誓約書（要綱別記様式第1号の5）
  - ⑥ 申請人の上陸後6月間の住居を明らかにする書類（例：賃貸借契約書の写しなど）
  - ⑦ 申請人の旅券の写し
  - ⑧ その他、必要書類（例：預貯金通帳の写し等、現金預貯金残高が分かる書類など）
- ※ ①～⑤の様式は、以下の今治市のホームページよりダウンロードできます。

（日本語版）

<http://www. . . .>（決裁後に）

（英語版）

<http://www. . . .>（準備中）

申請時の提出書類は、以下のいずれかに該当する方（☆）が提出先へ持参してください。郵送等の受付は、行っておりませんので、ご注意ください。

##### <（☆）持参いただける方>

##### ア 申請人本人

イ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出た者。ただし、申請人本人が国外にいる場合には、本邦の事業所の設置について、申請人本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）であること。

※ イの方が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

なお、提出先は、以下のとおりです

「今治市産業部産業振興課」

- ・住所：〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1 第1別館7階
- ・E-mail：sangyou@imabari-city.jp
- ・電話：0898-36-1540
- ・開庁時間：8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始は休み）

#### イ 創業活動計画の確認

今治市において、申請のあった創業活動が、国家戦略特別区域法施行令（以下、「施行令」）第22条第1号イからニに定める各要件に該当することを、事業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上で確認を行います。

例えば、当該創業活動が当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであるか、当該創業活動に係る事業計画が適正かつ確実なものであるかなどについて、中小企業診断士等の意見を聴いた上で審査し、確認を行います。

創業活動計画には、事業の種類及び内容、事業開始までの具体的な計画、創業活動を行うために必要な資金の額及びその調達方法などの記載が必要ですので、様式に従って作成してください。

なお、申請人が今治市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明した場合には、申請を受け付けることができません。また、申請受理後に判明した場合は、その効果を遡って取り消します。

#### (2) 「創業活動確認証明書」の交付

創業活動確認の申請が適切で、当該創業活動が施行令第22条第1号イからニまでに定める要件（以下、「当該要件」）をすべて満たしていると認められるとき、今治市長は「創業活動確認証明書」（要綱別記様式第2号）を交付します。

<交付場所>今治市産業部産業振興課

（愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1 第1別館7階）

なお、申請に不備があるときや当該要件の全部又は一部を満たしていないと認められるときは、今治市長は「創業活動確認結果通知書」（要綱別記様式第3号）の交付（郵送）により、「創業活動確認証明書」の発行に至らなかったことを通知します。

#### (3) 在留資格認定証明書の交付申請・在留期間の決定

「創業活動確認証明書」の交付を受けた方は、「創業活動確認証明書」の有効期間である3か月以内に、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署で在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。

#### (4) 創業活動の展開

在留資格「経営・管理」の決定を受けた方は、本邦上陸後5日以内に上陸報告書（要綱別記様式第7号）を今治市に提出し、6か月の在留期間中に、創業活動を行ってください。

活動期間中、創業活動計画の進捗状況について、少なくとも2か月に1回、面談をしていただきます。その際、創業活動計画の実施状況が明らかになる書類（\*）について、提出を求め場合があります。

（\*）例：事務所の賃借や従業員の雇用に係る契約書、取引先との契約書、本人の預貯金通帳等。

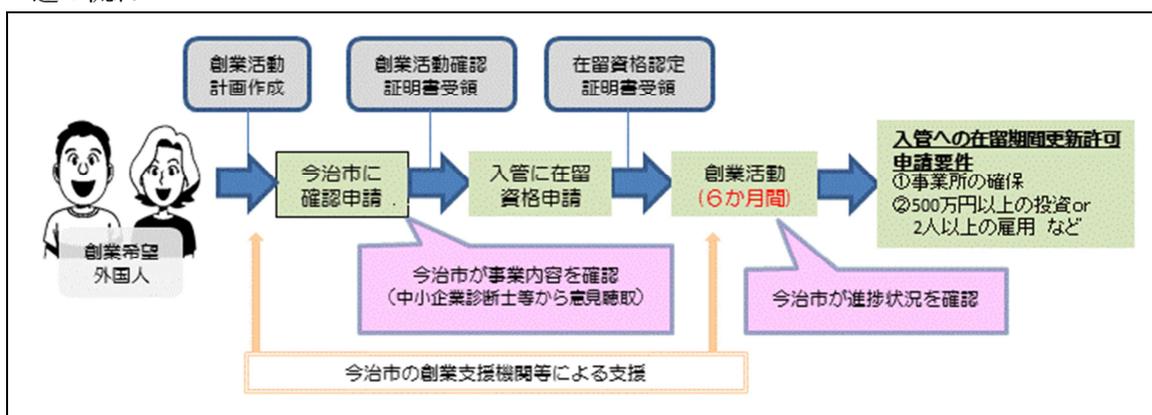
なお、創業活動を進める中で、何かお困りのことがありましたら、今治市産業部産業振興課にご相談ください。

#### (5) 在留期間の更新

上陸後6か月を超えて引き続き本邦に在留し、事業の経営を行う場合には、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署において在留期間の更新に係る手続きを行ってください。

なお、6か月の在留期間中、創業活動の継続が困難となった場合や、「経営・管理」の在留期間の更新等が認められなかった場合には、本国に帰国していただくことになります。帰国旅費（本国までの片道航空券相当）については、事業資金とは別に確保してください。

#### <一連の流れ>



#### 4 申請内容の変更

今治市へ創業活動確認を申請した後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに提出先まで以下の書類を提出してください。

##### <提出書類>

- ① 変更届出書（要綱別記様式第1号の6）
- ② 変更事項を確認できる書類（例：確認申請時に提出した資料の最新版）

<参考：創業活動確認の申請後に申請内容に変更が生じるケース（例）>

- ・申請人の日本国内における住居、連絡先等が変わったとき

#### 5 創業活動確認の取消

「創業活動確認証明書」の交付を受けた方が、証明書を発行された日から在留資格「経営・管理」の更新手続きを終えるまでの間に、以下のいずれかに該当した場合、証明書の発行を取り消すことがあります。

- ① 虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載のある文書の提出等により当該創業活動確認を受けたことが判明したとき
- ② 申請人が暴力団員等であることが判明したとき
- ③ 創業活動計画の進捗状況の確認等を行う際、正当な理由なく説明、文書の提出その他必要な対応に係る今治市の求めに応じないとき

なお、創業活動確認を取り消された場合は、創業活動確認取消通知書（要綱別記様式第5号）を送付しますので、直ちに交付された証明書を返還してください。

年 月 日

(宛先) 今治市長

国 籍 \_\_\_\_\_

申請人 住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

署名 ( \_\_\_\_\_ )

創業活動確認申請書

国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認を受けたいので、法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項に基づき、次のとおり申請します。

<添付資料>

	提 出 書 類	チェック欄
①	創業活動計画書（様式第1号の2）	<input type="checkbox"/>
②	創業活動の工程表（様式第1号の3）	<input type="checkbox"/>
③	申請人の履歴書（様式第1号の4）	<input type="checkbox"/>
④	誓約書（様式第1号の5）	<input type="checkbox"/>
⑤	申請人の上陸後6月間の住居を明らかにする書類（賃貸借契約書の写しなど）	<input type="checkbox"/>
⑥	申請人の旅券（パスポート）の写し	<input type="checkbox"/>
⑦	その他今治市長が必要と認める書類（申請人の通帳の写しなど）	<input type="checkbox"/>

創業活動計画書

年 月 日

申請人氏名 \_\_\_\_\_ 印  
署名 ( \_\_\_\_\_ )

1 申請人の概要

(1) 創業の動機及び将来の展望（今治市で創業する動機を含む）			
(2) 事業における申請人の役職・役割			
(3) 創業の背景となる資格，職歴，特殊技能，保有する知的財産権など			
(4) 本事業に共同で申請する方がいる場合は，その申請人の氏名を記載してください。			
(5) 創業の予定 ※創業時に想定されるものを記載してください			
ア 開業予定日	年 月 日 ※法人登記日，開業届出日など		
イ 業種			
ウ 提供する商品・サービス			
エ 事業所開設場所			
オ 資本金・出資総額 (又は自己資金)	千円		
カ 株主構成 (持分比率)	株主名	住所	持分比率
	合計		
キ 役員 ※申請人以外	氏名：		国籍：
	住所：		役職：
ク 従業員数	社員 名，パート・アルバイト 名，計 名		

## 2 事業の概要

(1) 実施する事業の概要（商品・サービスの概要）
(2) 商品・サービスの販売・提供方法（販売先，販売方法，販売単価等）
(3) 商品・サービスの製造元，仕入先，協力者や原価率，原価の内訳
(4) 必要となる経営資源（事業資金，事務所，設備，ライセンス，従業員等）
(5) 収益を上げることが可能な理由，今治市の市場における競合他社との差別化要因（革新的な技術，商品，サービス，ビジネスモデル等）

3 利益計画

法人設立（開業）予定日                      年                      月                      日（予定）

（単位：千円）

決算期（月末）予定	第1期	第2期	第3期
売上高(a)			
売上原価（材料費，労務費， 経費，外注費など）(b)			
売上総利益(c=a-b)			
販売費及び一般管理費(d)			
営業利益(e=c-d)			
支払利息(f)			
経常損益(g)			
特別損益(h)			
税引前当期利益(i)			
税引後利益(j)			

※法人税率は、40%で固定すること

※繰越欠損金は、適用しないで計算すること

4 開業時の資金計画

法人設立（開業）予定日 年 月 日（予定）

開業時の手持ち資金（現金預金残高） \_\_\_\_\_円（予定）

（単位：千円）

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	1	不動産 (内訳)	自己資金	
			金融機関からの借入額 (内訳・返済方法)	
	2	設備 (内訳)	その他 (内訳・返済方法)	
運転資金		開業に必要な商品の仕入代金・経費の支払資金など		
合 計			合 計	

創業活動の工程表

時点	創業活動状況	必要経費 (調達方法)
申請時点		
年 月 (1月目)		
年 月 (2月目)		
年 月 (3月目)		
年 月 (4月目)		
年 月 (5月目)		
年 月 (6月目)		

※ 申請日以降、創業のために行う準備の状況を明らかにしてください。(所持している資金、資金調達、投入する資金、事業所及び設備、従業員、販売先開拓、仕入先/取引先、販売商品・サービス、許認可の資格取得、法人登記など)

※ 必要経費にはその調達方法も記載してください。(自己資金、銀行借入など)



要綱別記様式第1号の4

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書く）
年	月	免許・資格

特記事項	扶養家族数（配偶者を除く） 人	
	配偶者 ※ 有・無	配偶者の扶養義務 ※ 有・無

年 月 日

(宛先) 今治市長

国 籍 \_\_\_\_\_

申請人 住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

署名 ( \_\_\_\_\_ )

### 誓約書

- 1 私は、今治市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱を遵守するとともに、これに基づく今治市職員の指示に従います。
- 2 私は、申請書及び関係書類の内容における技術的及び経営的営業秘密の保護について、あらかじめ法的保護を行うなど、私の責任で対応します。
- 3 私は、今治市に対して提出した個人情報を含む申請書及び関係書類（以下「個人情報等」という。）を今治市が保管し、返却されないことを了承します。
- 4 私は、今治市が創業活動確認の目的にのみ個人情報等を使用することに同意し、かかる目的の範囲内において複製することに同意します。また、かかる目的の範囲内において、個人情報等を知る必要がある地方出入国在留管理局長に対して今治市が情報を開示することに同意します。
- 5 私は、上陸後から創業に至るまでの間、2か月に1回以上、創業活動計画の進捗状況について市長に報告を行うとともに、説明や、通帳の写しなど資金状況が分かる書類の提出その他の求めに応じます。
- 6 私は、創業活動の継続が困難であると今治市が判断したときは、在留期間が満了するまでの間に帰国します。

年 月 日

(宛先) 今治市長

国 籍 \_\_\_\_\_

申請人 住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

署名 ( \_\_\_\_\_ )

変更届出書

年 月 日付で申請した創業活動確認の内容に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

1 変更内容

新	
旧	

※ 変更内容を確認できる書類を添付してください。

2 変更年月日

年 月 日

創業活動確認証明書

(国籍)

(住所)

(氏名)

年 月 日付けで提出された法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請については、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認をしたことを証明します。

なお、本証明書の有効期限は、年 月 日です。

年 月 日

今治市長

年 月 日

(国籍)

(住所)

(氏名)

今治市長

### 創業活動確認結果通知書

年 月 日付けで法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請については、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号イからニに定める要件を満たすことを確認できなかつたので、今治市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

年 月 日

(国籍)

(住所)

(氏名)

今治市長

創業活動確認取消通知書

年 月 日付けで交付した創業活動確認証明書について、次の理由により、当該創業活動確認を取り消したので、今治市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

取消の理由	
-------	--

年 月 日

(宛先) 今治市長

国 籍 \_\_\_\_\_

申請人 住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

署 名 ( \_\_\_\_\_ )

上陸報告書

年 月 日付けの創業活動確認証明書の交付を受け、次のとおり上陸した  
ので、関係書類を添えて報告します。

1 上陸の状況

許 可 日	年 月 日
在 留 期 間 ( 満 了 日 )	月 ( 年 月 日 )

2 関係書類

(1) 在留カードの写し (表面・裏面)